

「木造立体迷路における事故」(令和6年11月報告書公表)に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する取組状況

「木造立体迷路における事故」(令和6年11月報告書公表)における消費者安全調査委員会から経済産業省及び国土交通省への意見に関し、令和8年4月時点の取組状況を踏まえ、表に示す項目(確認事項(令和8年4月))について貴省庁の御見解をお伺いします。

番号	意見(令和7年6月) 消費者安全調査委員会	取組状況(令和8年4月)	確認事項(令和8年4月) 消費者安全調査委員会	取組への 評価(案)
1	経済産業省への意見			
1. 1	安全基準の策定等			
1	(1) 安全基準の策定 遊園地に設置された、屋外の木造大型複層遊具について、劣化(腐朽)の危険から消費者の生命及び身体の安全が確保されるよう、設置及び管理に関する安全基準を策定する等の対策を行うこと。 対策を行うに当たっては、地震、火災等、劣化以外の危険の取扱いについても検討すること。	令和7年度に安全ガイドライン作成のための調査事業及び有識者検討会を行い、事業者間の情報共有、木造立体迷路の設計・設置、遊具の選定、安全管理体制の整備、緊急時の対応、再発防止等についてまとめた、「木造立体迷路に関する安全基準ガイドライン」として作成し、令和8年4月に経産省HPに掲載した。		
2	(2) 安全基準の遵守 既存の施設を含め、関係事業者に、(1)で策定された安全基準を遵守させるための施策を講ずること。その際、法令による規制の必要性も検討すること。	経産省HPに掲載した安全ガイドラインについて、木造立体迷路を設置している全国の遊園地事業者等に対して個別に通知を行い周知を図った。また、国土交通省及び総務省消防庁に対し、関係する地方公共団体及び消防機関への周知を依頼した。	関係事業者に安全基準を遵守させるための施策、法令による規制の必要性の検討について、現在考えている内容があればお伺いしたい。	
1. 2	緊急的対策			
3	事故が発生した施設と同種の施設について、安全基準の策定等を待たずに、関係事業者に対し、専門家による調査等を要請すること。	安全ガイドライン作成を待たず、令和6年12月に木造立体迷路を設置している全国の遊園地等事業者に対し、専門家による調査等を要請した。		
2	国土交通省への意見			
2. 1	緊急的対策			
4	事故が発生した施設と同種の施設について、安全基準の策定等を待たずに、関係事業者に対し、専門家による調査等を要請すること。	令和6年11月28日付事務連絡で、都市公園において屋外に設置された木造大型複層遊具について、各都道府県及び指定都市都市公園担当課長あて、専門家による調査等の実施を要請するとともに、同事務連絡内で都道府県においては管内市町村への周知を依頼した。		